

めるもの（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 百分の十四

二 省 略

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項第一号に規定する新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の二十

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、その有する病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち第四十五条の二第二項各号に掲げる施設の用に供されている部分を同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」という。）とするための増築又は改築（以下この項において「増改築」という。）をし、これを事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定施設（当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「特定増改築施設」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定増改築施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定増改築施設の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。））についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供

二 同 上

2 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、その有する病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち第四十五条の二第二項各号に掲げる施設の用に供されている部分を同項に規定する特定施設（以下この項において「特定施設」という。）とするための増築又は改築（以下この項において「増改築」という。）をし、これを事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定施設をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日を含む連結事業年度の当該特定施設（当該増改築のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。以下この項において「特定増改築施設」という。）の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定増改築施設の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定増改築施設の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、医療保健業を営むものが、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、その建設の後事業の用に供されたことのない病院用若しくは診療所用の建物及びその附属設備（当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供していた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（財務省令で定めるものを除く。））についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されたもので医療法第二十一条第一項又は第二項及び第二十三条第一項の規定に基づく病院又は診療所の施設及び構造設備の基準を満たすものに限る。以下この項において「建替え病院用等建物」という。）を取得し、又は建替え病院用等建物を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の営む医療保健業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該建替え病院用等建物をその用に供した場合を除き、救急医療の確保その他の医療の提供体制の整備に資するものとして政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、その用に供

した日を含む連結事業年度の当該建替え病院用等建物の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用等建物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用等建物の第四十五条の二第三項に規定する基準取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

416 省 略

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第六十八条の三十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該連結親法人又はその連結子法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の前五年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前五年以内に開始した各連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額

した日を含む連結事業年度の当該建替え病院用等建物の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用等建物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用等建物の第四十五条の二第三項に規定する基準取得価額の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

416 同 上

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第六十八条の三十一 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該連結親法人又はその連結子法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、当該連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該連結事業年度又は当該連結事業年度開始の前五年以内に開始した各連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の同日前五年以内に開始した各連結事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一条の第三項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額

に相当する金額を加算した金額」とする。
216 省 略

(事業所内託児施設等の割増償却)

第六十八条の三十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項又は第四項の規定に基づき同条第一項に規定する一般事業主行動計画(同法第二条に規定する次世代育成支援対策として当該連結親法人又はその連結子法人の雇用する同法第五条の労働者が利用することができ児童福祉法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(以下この項において「託児施設」という。)の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。)を厚生労働大臣に届け出ているもの(次世代育成支援対策推進法第十二条第四項に規定する中小事業主(以下この項において「中小事業主」という。))以外の同条第一項に規定する一般事業主にあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。)が、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に当該一般事業主行動計画に従つて当該託児施設を取得し、又は建設し、かつ、適用連結事業年度終了の日において当該託児施設が事業所内託児施設(その連結親法人又はその連結子法人の事業所の敷地内その他これに類する場所に設置されていることその他の財務省令で定める基準を満たしている託児施設をいう。))に該当するものとして財務省令で定めるところにより証明がされた場合には、当該適用連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人が有する当該託児施設(当該託児施設の設置のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。)並びにこれと同時に取得し、又は製作した遊戯具その他の器具及び備品で財務省令で定めるもの(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「事業所内託児施設等」という。))に係る償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該事業所内託児施設等の普通償却限度額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の二十(当該連結親法人又はその連結子法人が中小事業主である場合には、百分の三十)に相当する金額をいう。))との合計額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に

に相当する金額を加算した金額」とする。
216 同 上

(事業所内託児施設等の割増償却)

第六十八条の三十三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項又は第三項の規定に基づき同条第一項に規定する一般事業主行動計画(同法第二条に規定する次世代育成支援対策として当該連結親法人又はその連結子法人の雇用する同法第五条の労働者が利用することができ児童福祉法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設(以下この項において「託児施設」という。)の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。)を厚生労働大臣に届け出ているもの(次世代育成支援対策推進法第十二条第三項に規定する中小事業主(以下この項において「中小事業主」という。))以外の同条第一項に規定する一般事業主にあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。)が、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に当該一般事業主行動計画に従つて当該託児施設を取得し、又は建設し、かつ、適用連結事業年度終了の日において当該託児施設が事業所内託児施設(その連結親法人又はその連結子法人の事業所の敷地内その他これに類する場所に設置されていることその他の財務省令で定める基準を満たしている託児施設をいう。))に該当するものとして財務省令で定めるところにより証明がされた場合には、当該適用連結事業年度終了の日において当該連結親法人又はその連結子法人が有する当該託児施設(当該託児施設の設置のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。)並びにこれと同時に取得し、又は製作した遊戯具その他の器具及び備品で財務省令で定めるもの(所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「事業所内託児施設等」という。))に係る償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。)にかかわらず、当該事業所内託児施設等の普通償却限度額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額)と特別償却限度額(当該普通償却限度額の百分の二十(当該連結親法人又はその連結子法人が中小事業主である場合には、百分の三十)に相当する金額をいう。))との合計額(第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に

規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額」とする。

2 4 省 略

(優良賃貸住宅の割増償却)

第六十八条の三十四 省 略

2 省 略

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十三年八月五日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十七条の高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該連結事業年度における償却額の計算に關し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき第四十七条第三項に規定する目的外使用期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十条第三項各号に掲げる事項が記載された同法第三十四条に規定する認定計画（同条に規定する認定支援施設のうち財務省令で定めるものの記載があるものに限る。）に基づき整備が行われ

規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額」とする。

2 4 同 上

(優良賃貸住宅の割増償却)

第六十八条の三十四 同 上

2 同 上

3 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、平成十三年八月五日から平成二十一年三月三十一日までの間に、新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該連結親法人又はその連結子法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該連結事業年度における償却額の計算に關し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき第四十七条第三項に規定する目的外使用期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十八（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

た高齢者向け優良賃貸住宅 百分の四十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおける法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年以上であるものについては、百分の五十五）

二 高齢者向け優良賃貸住宅で前号に掲げるものの以外のもの 百分の二十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時ににおける耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の二十八）

4 6 省 略

（特定再開発建築物等の割増償却）

第六十八条の三十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、昭和六十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第二号又は第三号に掲げる建築物である場合には、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 省 略

3 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、次に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備、第四十七条の二第三項第四号に掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに同項第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

4 6 同 上

（特定再開発建築物等の割増償却）

第六十八条の三十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、昭和六十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第二号又は第三号に掲げる建築物である場合には、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 同 上

3 同 上

一 都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物のうち市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に著しく資する建築物として政令で定めるもの

二・三 省 略

4・5 省 略

(倉庫用建物等の割増償却)

第六十八条の三十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

214 省 略

一 都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物（政令で定める部分を除く。）

二・三 同 上

4・5 同 上

(倉庫用建物等の割増償却)

第六十八条の三十六 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各連結事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（第六十八条の四十の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

214 同 上

(植林費の損金算入の特例)

第六十八條の三十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第五十二條第一項に規定する森林所有者に該当するものが、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同項に規定する認定を受けた同項に規定する森林施業計画に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。）をするための同項に規定する植林費（以下この項において「植林費」という。）を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度において、その支出した金額（その支出した連結親法人又はその連結子法人が政令で定める規模のものに該当し、かつ、当該支出した金額のうちに当該連結事業年度において国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるものの対象となる事業に係る植林費の額がある場合には、当該植林費の額を除く。）の百分の三十五に相当する金額以下の金額で当該連結親法人又はその連結子法人が損金経理（法人税法第八十一條の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をしたものは、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2・3 省 略

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第六十八條の四十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第六十八條の十第一項、第六十八條の十一第一項、第六十八條の十二第一項、第六十八條の十四第一項、第六十八條の十五第一項、第六十八條の十六、第六十八條の十七、第六十八條の十九から第六十八條の二十一まで、第六十八條の二十三から第六十八條の二十七まで若しくは第六十八條の二十九から第六十八條の三十六までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内事業年度において第五十二條の二第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）につき当該連結事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一條第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定め

(植林費の損金算入の特例)

第六十八條の三十八 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第五十二條第一項に規定する森林所有者に該当するものが、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同項に規定する認定を受けた同項に規定する森林施業計画に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。）をするための同項に規定する植林費を支出した場合には、その支出した日を含む連結事業年度において、その支出した金額の百分の三十五に相当する金額以下の金額で当該連結親法人又はその連結子法人が損金経理（法人税法第八十一條の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をしたものは、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2・3 同 上

(特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例)

第六十八條の四十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産で第六十八條の十第一項、第六十八條の十一第一項、第六十八條の十二第一項、第六十八條の十四第一項、第六十八條の十五第一項、第六十八條の十六から第六十八條の二十一まで、第六十八條の二十三、第六十八條の二十四、第六十八條の二十六、第六十八條の二十七若しくは第六十八條の二十九から第六十八條の三十六までの規定又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定（次項において「特別償却に関する規定」という。）の適用を受けたもの（次項に規定する一年以内事業年度において第五十二條の二第一項に規定する特別償却に関する規定の適用を受けたものを含む。）につき当該連結事業年度において特別償却不足額がある場合には、当該資産に係る当該連結事業年度の償却限度額は、法人税法第八十一條の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一條第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該資産の普通償却限度額として政令で定め

る金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

217 省 略

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第六十八條の四十二 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の有する減価償却資産が当該連結事業年度において次に掲げる規定のうち二以上の規定の適用を受けることができるものである場合には、当該減価償却資産については、これらの規定のうちいずれか一の規定のみを適用する。

一 省 略

二 第六十八條の十から第六十八條の十二まで、第六十八條の十四から第六十八條の十七まで、第六十八條の十九から第六十八條の二十一まで、第六十八條の二十三から第六十八條の二十七まで又は第六十八條の二十九から第六十八條の三十六までの規定

三・四 省 略

2 省 略

(特定災害防止準備金)

第六十八條の四十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法 人	施 設	費 用
一 採石法第三十二條の	同法第三十三條に規定す	当該岩石採取場の岩

金額に当該資産に係る特別償却不足額を加算した金額とする。

217 同 上

(特別償却等に関する複数の規定の不適用)

第六十八條の四十二 同 上

一 同 上

二 第六十八條の十から第六十八條の十二まで、第六十八條の十四から第六十八條の二十一まで、第六十八條の二十三、第六十八條の二十四、第六十八條の二十六、第六十八條の二十七又は第六十八條の二十九から第六十八條の三十六までの規定

三・四 同 上

2 同 上

(特定災害防止準備金)

第六十八條の四十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第五十五條の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

三 第一項に規定する採石業者登録簿に登録されている連結法人	る岩石採取場（以下この条において「岩石採取場」という。）	石（同法第二条に規定する岩石をいう。次項及び第五項において同じ。）の採取の終了後における災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「採石災害防止費用」という。）
二 鉱業法第二十一条に規定する許可又は同法第七十七条に規定する認可を受けた連結法人で露天掘による石炭の採掘の事業を営むもの	露天掘による石炭の採掘を行う場所政令で定めるもの（以下この条において「露天石炭採掘場」という。）	当該露天石炭採掘場の石炭の採掘の終了後における災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「露天石炭採掘災害防止費用」という。）

2 前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 特定災害防止準備金が採石災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ 当該岩石採取場に係る採石災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「採石災害防止費用の見積額」という。）のうち当該岩石採取場における岩石の採取の期間又は当該岩石採取場に係る採取予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ・ハ 省略

2 同上

一 特定災害防止準備金が採石災害防止費用（第五十五条の六第一項の表の第一号に規定する採石災害防止費用をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ 当該岩石採取場（第五十五条の六第一項の表の第一号に規定する岩石採取場をいう。以下この条において同じ。）に係る採石災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「採石災害防止費用の見積額」という。）のうち当該岩石採取場における岩石（同号に規定する岩石をいう。第五項において同じ。）の採取の期間又は当該岩石採取場に係る採取予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ・ハ 同上

二 特定災害防止準備金が露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この号及び次項において「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭採掘場における石炭の採掘の期間又は当該露天石炭採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ 当該連結事業年度終了の時ににおいて、当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため当該連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、前連結事業年度等の終了の時ににおける当該露天石炭採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の見積額から、当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

3 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額が当該岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該岩石採取場に係る前項第一号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき、又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額が当該露天石炭採掘場の露天石炭採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭採掘場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が、当該特定災害防止準備金に係る岩石採取場

二 特定災害防止準備金が露天石炭等採掘災害防止費用（第五十五条の六第一項の表の第二号に規定する露天石炭等採掘災害防止費用をいう。以下この項及び第四項において同じ。）の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ 当該露天石炭等採掘場（第五十五条の六第一項の表の第二号に規定する露天石炭等採掘場をいう。以下この条において同じ。）に係る露天石炭等採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「露天石炭等採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭等採掘場における石炭等（同号に規定する石炭等をいう。第五項において同じ。）の採掘の期間又は当該露天石炭等採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ 当該連結事業年度終了の時ににおいて、当該露天石炭等採掘場に係る露天石炭等採掘災害防止費用の支出に備えるため当該連結親法人又はその連結子法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、前連結事業年度等の終了の時ににおける当該露天石炭等採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ 当該露天石炭等採掘場に係る露天石炭等採掘災害防止費用の見積額から、当該連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

3 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額が当該岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該岩石採取場に係る前項第一号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき、又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該連結事業年度終了の日における当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額が当該露天石炭等採掘場の露天石炭等採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるときは、その超える金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が、当該特定災害防止準備金に係る岩石採取場

又は露天石炭採掘場につき採石災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該岩石採取場における岩石の採取又は当該露天石炭採掘場における石炭の採掘を廃止した場合（次号に該当する場合を除く。）その廃止した日における当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

二 合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあつてはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により合併法人又は分割承継法人に当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場を移転した場合 その合併又は分割型分割の直前における当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

三 五 省 略

6・7 省 略

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終了の時とした場

又は露天石炭等採取場につき採石災害防止費用又は露天石炭等採取災害防止費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該岩石採取場又は当該露天石炭等採取場に係る特定災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十五条の六第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該岩石採取場又は当該露天石炭等採取場を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該岩石採取場における岩石の採取又は当該露天石炭等採取場における石炭等の採掘を廃止した場合（次号に該当する場合を除く。）その廃止した日における当該岩石採取場又は当該露天石炭等採取場に係る特定災害防止準備金の金額

二 合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあつてはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあつてはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により合併法人又は分割承継法人に当該岩石採取場又は当該露天石炭等採取場を移転した場合 その合併又は分割型分割の直前における当該岩石採取場又は当該露天石炭等採取場に係る特定災害防止準備金の金額

三 五 同 上

6・7 同 上

8 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、第五十五条の六第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該連結事業年度終

合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下
の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、
当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

917 省 略

第六十八条の四十九から第六十八条の五十二まで 削除

了の時とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に
相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積
み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入
する。

917 同 上

第六十八条の四十九 削除

(電子計算機買戻損失準備金)

第六十八条の五十 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある
連結子法人で、第五十七条第一項に規定する電子計算機（以下この条において「
電子計算機」という。）の製造又は販売の事業を営むものが、平成十四年四月一
日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度において、
電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該連結事業年度の特定電子
計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額（合併（適格合併を除
く。）及び分割型分割（適格分割型分割を除く。）により特定電子計算機貸付会
社に対して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその
電子計算機の販売に係る収入金額を除く。）で第三項に規定する政令で定める特
約に係るものの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政
令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により電子計
算機買戻損失準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人
の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金とし
て積み立てる方法により電子計算機買戻損失準備金として積み立てたときを含む
。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、
損金の額に算入する。

2 前項に規定する特定電子計算機貸付会社とは、電子計算機の製造又は販売の事
業を営む三以上の法人（当該法人に連結親法人及び当該連結親法人による連結完
全支配関係にある連結子法人又は連結完全支配関係がある二以上の連結子法人が
含まれている場合には、政令で定める三以上の法人。以下この項において同じ。）
が共同出資により設立した会社で、専ら当該三以上の法人から購入した電子計
算機の貸付けを業とするものをいう。

3 第一項に規定する特別買戻損失とは、電子計算機の製造又は販売の事業を営む
連結親法人又はその連結子法人が同項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売

した電子計算機をその求めに応じ一定の期間経過後に買い戻す旨の特約その他の政令で定める特約に基づいて買戻しをした場合におけるその買戻金額のうち当該電子計算機の製造原価又は売上原価に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以外の金額で各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに対応する損失をいう。

4 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度において前項の買戻しに係る電子計算機について第一項の特別買戻損失が生じた場合には、当該特別買戻損失の生じた日における電子計算機買戻損失準備金の金額（その日において同条第一項の電子計算機買戻損失準備金の金額（以下この項において「単体電子計算機買戻損失準備金の金額」という。）がある場合には当該単体電子計算機買戻損失準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなった金額（同条第四項又は第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前連結事業年度（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該連結親法人又はその連結子法人のその前日を含む事業年度。次項において「前連結事業年度等」という。）終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該特別買戻損失の額に相当する金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額をその積み立てられた連結事業年度（単体電子計算機買戻損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた事業年度。以下この項及び次項において「積立事業年度」という。）別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

5 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人の各連結事業年度終了の日における前連結事業年度等から繰り越された電子計算機買戻損失準備金の金額のうちに同日前五年以前に終了した積立事業年度において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が適格合併又は適格分割型分割に係る合併法人又は分割承継法

人である場合には、その適格合併又は適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人が同日前五年以前に終了した積立事業年度において積み立てた金額（当該連結親法人又はその連結子法人が分割承継法人である場合にあっては、当該連結親法人又はその連結子法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七条第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した第三項の買戻しに係る電子計算機（以下この項及び第十一項において「特定電子計算機」という。）の買戻しを行わないこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む連結事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、同号に規定する合併又は分割型分割の日の前日を含む連結事業年度）の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

一 第三項に規定する政令で定める特約を有しないこととなった場合 その有しないこととなった日における電子計算機買戻損失準備金の金額

二 合併又は分割型分割（連結子法人が被合併法人となる合併にあってはその合併の日が法人税法第十五条の二第一項本文に規定する連結親法人事業年度開始の日（以下この条において「連結親法人事業年度開始の日」という。）である場合の当該合併に、分割型分割にあってはその分割型分割の日が連結親法人事業年度開始の日である場合の当該分割型分割に、それぞれ限るものとする。）により特定電子計算機の買戻しの全部又は一部を行わないこととなった場合 その合併又は分割型分割の直前の電子計算機買戻損失準備金の金額のうちその買戻しを行わないこととなった特定電子計算機に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合には、その合併又は分割型分割の直前における電子計算機買戻損失準備金の金額）

三 解散した場合（合併により解散した場合を除き、連結子法人の解散にあってはその解散の日が連結事業年度終了の日である場合に限る。） その解散の日

におけるその解散した連結親法人又は当該連結子法人の有する電子計算機買戻損失準備金の金額

四 前二項及び前三号の場合以外の場合において電子計算機買戻損失準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における電子計算機買戻損失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

7 第一項の規定は、同項に規定する連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人又は同項に規定する連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人については、適用しない。

8 第六十八條の四十四第五項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

9 第六十八條の四十三第十項及び第十一項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七條第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が被合併法人となる適格合併（連結子法人が被合併法人となる適格合併にあつては、その適格合併の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格合併に限る。）が行われた場合について準用する。この場合において、第六十八條の四十三第十一項前段中「第五十五條第十一項」とあるのは「第五十七條第十項において準用する第五十五條第十一項」と、「第三項」とあるのは「第六十八條の五十第五項」と、「同条第十一項」とあるのは「第五十七條第十項において準用する第五十五條第十一項」と読み替えるものとする。

10 前項において準用する第六十八條の四十三第十項又は第五十七條第十項において準用する第五十五條第十一項の場合において、これらの規定に規定する適格合併に係る合併法人（当該適格合併後において連結法人に該当するものに限る。）が第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格合併の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の計算上、益金の額に算入する。

11 第六十八條の四十三第十二項及び第十四項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度に該当しない事業年度において積み立てた第五十七條第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている連結親法人又はその連結子法人が適格分割型分割（その適格分割型分割の日がその連結親法人事業年度開始の日である場合の当該適格分割型分割に限る。）により特定電子計算機の買戻しの全部又は一部を行わないこととなった場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該電子計算機買戻損失準備金を積み立てている連結親

(保険会社等の異常危険準備金)

第六十八条の五十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、次の各号(連結子法人にあつては、第一号又は第一号の二)に掲げるものが、各連結事業年度において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金(第十三項において「責任準備金」という。)の積立てに当たり、保険(次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該連結事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備

法人又はその連結子法人の行わないこととなつた当該買戻しを行うこととなつた場合に限る。)について準用する。この場合において、第六十八条の四十三第三項前段中「第五十五条第十四項」とあるのは「第五十七条第十一項において準用する第五十五条第十四項」と、「第三項」とあるのは「第六十八条の五十五第五項」と、「同条第十四項」とあるのは「第五十七条第十一項において準用する第五十五条第十四項」と読み替えるものとする。

12 前項において準用する第六十八条の四十三第三項又は第五十七条第十一項において準用する第五十五条第十四項の場合において、これらの規定に規定する適格分割型分割に係る分割承継法人(当該適格分割型分割後において連結法人に該当するものに限る。)が第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないときは、当該適格分割型分割の日を含む連結事業年度終了の日における電子計算機買戻損失準備金の金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

13 第一項に規定する連結親法人又はその連結子法人が合併又は分割により設立されたものである場合における同項の特別買戻損失の実績の計算、同項、第四項から第六項まで、第十項及び前項の規定により損金の額又は益金の額に算入される金額がある場合における法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額又は個別欠損金額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十八条の五十一及び第六十八条の五十二 削除

(保険会社等の異常危険準備金)

第六十八条の五十五 同上

備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一、四 省 略

五 共済水産業協同組合連合会 水産業協同組合法第百条の八第一項において準用する同法第十五条の十

六、八 省 略

2、19 省 略

（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）

第六十八条の五十九 省 略

2 連結親法人である法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の平成十四年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合には、同法第五十二条第二項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第六十八条の五十九第一項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額」として計算するものとする。

（農業経営基盤強化準備金）

第六十八条の六十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、認定農業生産法人等（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二十三条第三項に規定する農業生産法人（以下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業生産法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において、第六十一条の二第一項に規定する交付金等（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場

一、四 同 上

五 共済水産業協同組合連合会 水産業協同組合法第百条の六第一項において準用する同法第十五条の三

六、八 同 上

2、19 同 上

（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）

第六十八条の五十九 同 上

2 連結親法人である法人税法第二条第七号に規定する協同組合等の平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各連結事業年度の連結所得の金額に係る同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合には、同法第五十二条第二項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第六十八条の五十九第一項（中小連結法人等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額」として計算するものとする。

（農業経営基盤強化準備金）

第六十八条の六十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、認定農業生産法人等（農業経営基盤強化促進法第十二条第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二十三条第三項に規定する農業生産法人（以下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）又は農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業生産法人を除く。）をいう。第三項において同じ。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各連結事業年度の指定期間内において、第六十一条の二第一項に規定する交付金等（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場

合において、農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画その他これに類する計画として政令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行ふ第六十一条の二第一項に規定する農業経営基盤強化（以下この項において「農業経営基盤強化」という。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

2 8 省 略

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八条の六十八 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二条の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

5 前項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二条の三第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときについて準用する。この場合において、前項中「第六十二条の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

6 省 略

7 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした同条第四項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは

合において、農業経営基盤強化促進法第十二条の二第二項に規定する認定計画その他これに類する計画として政令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従つて行ふ第六十一条の二第一項に規定する農業経営基盤強化（以下この項において「農業経営基盤強化」という。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいづれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

2 8 同 上

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八条の六十八 同 上

2・3 同 上

4 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二条の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

5 前項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が、平成十四年四月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が第六十二条の三第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当するときについて準用する。この場合において、前項中「第六十二条の三第四項各号に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

6 同 上

7 第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした同条第四項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは

第十七号の建設を行うこれらの規定に規定する個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間（同条第五項に規定する予定期間をいう。次項において同じ。）内に同条第四項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした連結親法人又はその連結子法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならぬ。

第五項の規定（連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十二条の三第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該連結親法人又はその連結子法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度に該当しない事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において同条第四項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該連結親法人に対して課する同日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、法人税法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十二第七項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十四第五項、第六十八条の十五第五項、前条第一項、第一項、次条第一項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに算出した当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に、それぞれ百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額の合計額を加算した金額とする。

9 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡（第六十二条の三第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）を除く。）をした場合（第六十八条の七十一第五項又は第六十四条の二第四項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等である連結法人が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第五十条の規定

定又は第六十八條の七十から第六十八條の七十六の二まで若しくは第六十八條の七十八から第六十八條の八十五の四までの規定により損金の額に算入された金額（第六十八條の七十七の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十八條の七十一第十項から第十三項まで（これらの規定を第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八條の七十八第四項（第六十八條の七十九第十五項において準用する場合を含む。）、第六十八條の七十八第十二項（第六十八條の七十九第十六項において準用する場合を含む。）、第六十八條の七十九第十項から第十三項まで、第六十八條の八十三第十一項から第十四項まで又は第六十八條の八十五第十一項から第十四項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額に加算するものとする。

10 12 省 略

13 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八條の六十九 省 略

2 6 省 略

7 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については、適用しない。

（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）

第六十八條の七十三 省 略

2 省 略

3 前二項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める資産については、適用しない。

一 前二項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取壊し、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）

定又は第六十八條の七十から第六十八條の七十六まで若しくは第六十八條の七十八から第六十八條の八十五の三までの規定により損金の額に算入された金額（第六十八條の七十七の規定により損金の額に算入されなかつた金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十八條の七十一第十項から第十三項まで（これらの規定を第六十八條の七十二第三項において準用する場合を含む。）、第六十八條の七十八第四項（第六十八條の七十九第十五項において準用する場合を含む。）、第六十八條の七十八第十二項（第六十八條の七十九第十六項において準用する場合を含む。）、第六十八條の七十九第十項から第十三項まで、第六十八條の八十三第十一項から第十四項まで又は第六十八條の八十五第十一項から第十四項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該連結事業年度における当該連結親法人又はその連結子法人の譲渡利益金額に加算するものとする。

10 12 同 上

13 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等については、適用しない。

（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十八條の六十九 同 上

2 6 同 上

7 第一項の規定は、連結親法人又はその連結子法人が平成十四年四月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については、適用しない。

（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）

第六十八條の七十三 同 上

2 同 上

3 同 上

一 前二項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取壊し、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）